

令和6年度 建設生産・管理システム部会 における審議事項に関するご報告

第1回 令和6年6月25日 開催

一般競争入札・総合評価落札方式 及び技術提案・交渉方式の 実施状況と改善方策の検討

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、**新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。**

(発注者等の責務)

第七条 (略)

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、**総合的に価値の最も高い資材等**を採用するよう努めること。

【技術提案・交渉方式】

- 発注者が仕様を確定できない工事の場合、技術提案・交渉方式を採用することにより、技術協力業務段階において、優先交渉権者の技術提案を踏まえて仕様を確定させながら、価格交渉を経て随意契約。

【技術提案評価S型】

- 発注者が仕様を確定できる工事の場合には、技術提案評価S型が採用される。ただし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらい。
- また、技術提案評価型S型は、仮設や工法の変更は認められておらず、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい。



- 発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、一定の仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる仕組みを構築できないか。
- その際、技術提案テーマの設定にあたっては、品質向上に加え、「総合的に価値の最も高い資材等(新技術、CN 等)」に関する技術の活用や民間の技術開発を促し、好循環を生み出すVFM(Value for Money)の考え方を重視。

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。
- 仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- 提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象工事	施工能力評価型		技術提案評価型				
	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
技術提案内容	II型	I型	SII型 (現行S型)	SI型 (試行)	AIII型	AII型 ※A型再整理	AI型
	簡易な施工計画		施工上の特定の課題等に対する工夫等		工事目的物の設計変更や高度な施工技術等		
評価方法	簡易な施工計画を可・不可の二段階で評価		価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等		部分的変更	複数の有力案	通常案は満足できない
予定価格	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価		技術提案を点数評価				
	標準案に基づき作成		新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れないと		技術提案に基づき作成		

「国土交通省直轄工事における 技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」の 一部改定について

技術提案交渉方式の主な課題への対応方針

- 受発注者からの意見等も踏まえ、短期・中長期の2段階に分けたECIガイドラインの改定を検討。

①GL改定対応検討(今回)、②GL改定検討(中長期)、③GL以外での対応、④対応困難

分類	小分類	主な意見	対応方針
工期・工費	技術協力期間(設計期間)が短い	・技術協力業務の期間が短い場合、関係者との協議さえ整えば抜本的な解決ができると想定した場合においても、その提案を取り下げるを得ないケースがある	③GL以外での対応
	技術協力業務費用の受発注者間における乖離	・技術協力業務の契約額は500万だが、実際はその10倍はかかっている	②GL改定検討(長期)
	見積もり価格の妥当性の判断が難しい	・一社見積りの妥当性の考え方方が欲しい(発注者) ・参考額と施工者の見積金額が大幅に乖離していた(発注者) ・技術提案のスクリーニングを行わず、提案内容のスペックそのまま採用した可能性がある(発注者)	②GL改定検討(長期)
	入札説明書の概算工事費記載の幅について	・調査、検討を経て、工事契約金額が大きく変更される可能性や、参加者からより良い提案を促すためにも入札説明書の概算工事費は、ある程度の幅を持たせた記載にして欲しい	④対応困難
分担業務等方の	適切な変更対応	・契約図書では、18条、19条、20条で変更事項が定められているものの、優先交渉権者という立場上、なかなか変更できない	③GL以外での対応
	リスク分担(契約額の変更の考え方)	・リスク分担(発注者・設計者・優先交渉者)を明確にしていただきたい	②GL改定検討(長期)
ガイドライン改定(今回)	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、ECIに向く適用工事内容を示して欲しい ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない	①GL改定対応検討(今回)
	受注前の負荷大	・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい	①GL改定対応検討(今回)
	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい	①GL改定対応検討(今回)
	発注手続きの負荷大	・専門部会立ち上げや各審議等、準備等の手続きが負担	②GL改定検討(長期)
	技術提案書の提出期間	・構造変更等が可能な提案については構造計算等が必要となるため、公告から技術提案の提出まで2か月以上として欲しい ・技術提案書の分量については、目安の例示し、1テーマ当たりの提案数や、書類の提出枚数を削減していただきたい	②GL改定検討(長期)
	参考額に関する負担	・参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出は、作業及び期間の両面での負担が大きくなるため、削除して欲しい。 ・下り線の工費をもとに参考額を計算したが、週休二日の補正と落札率の割戻がなく参考金額が少なかった(発注者) ・参考額の設定根拠は不明であった(施工者)	②GL改定検討(長期)
	評価項目の重複について	・個別課題に記載した内容と理解度に関する記載が重複しがちであり、求める内容が異なるのであればその旨を明確にしてほしい	②GL改定検討(長期)
	技術協力業務の設計図書作成の通知までの期間	優先交渉権選定通知から技術協力業務の設計図書作成に至るまでの期間は、工事ごとに異なると思われるが、概ねの期間を目安として明示願いたい。対応物件では設計条件が未確定のままで着手したため、1か月程度では不足であった	②GL改定検討(長期)
	技術提案書作成に必要な資料の公表	技術提案書作成に必要な資料は早目に公表していただきたい(公表時期の明示)	③GL以外での対応
	改善技術提案について	・ヒアリング後に必ず改善提案書を提出できるようにして欲しい(受発注者の考え方の違いを確認することでより良い提案ができる)	③GL以外での対応
	公告時期を明確化	公告時期を明確に示していただきたい	③GL以外での対応

ガイドライン改定概要

- 受発注者・建設業団体から出た課題より、今回のガイドライン改定に反映させる項目を以下に示す
- 令和2年度の改正後以降に把握した主要意見意見と照らし合わせ、対応案(改定案)を提案する

分類	小分類	主な意見(課題)	ヒア	アンケ	建設業団体	対応案
受発注手続の負担等	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、ECIに向く適用工事内容を示して欲しい。 ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない	○		○	①
	受注前の負荷大	・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい	○		○	②
	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい	○			③

運用ガイドライン改定(R2.1)後の主要意見(受発注者)と対応案(改定案)

手続き段階	小分類	主な意見(課題)	対応案
適用検討期間	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、ECIに向く適用工事内容を示して欲しい。 ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない	【対応案①】 適用にあたっての留意点の明記、適用工事例の拡充
手続期間	受注前の負荷大	・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい	【対応案②】 競争参加者の受注前負荷軽減
設計期間	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい	【対応案③】 配置予定技術者要件に設定されていない工法等へ変更する際の取り扱いの明記
施工期間			7

頂いた主なご意見

【主なご意見】

- ⇒今回のS I型と従来の入札時VE・契約後VEとの違いが分かりにくい。
- ⇒S I型によりオーバースペック化が懸念されたが、コストの上限を設けるのであれば、予算の上限内できることを考えるのでありがたい方式になる。
- ⇒これまで、求めてきた技術提案に対して、技術的な答えが出されてきた意義も確認した方が良い。その上で、S I型について考えていくべき。
- ⇒「総合的に価値が最も高い」とあるが、発注者が求めている価値をかなり具体的に明示する必要がある。
- ⇒少子高齢化が進む日本社会において、これに対応するための新しい公共工事システムを作っていく必要があり、その際、S I型の考え方には大きな役割を果たし得るよう感じている。
- ⇒設計と施工の概念整理をした方が良い。また、ECI方式については、設計者と施工者のリスク分担を整理すべき。